

Nスポーツコミッショナ よろ地域づくり委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、一般財団法人 N スポーツコミッショナ よろ（以下「本コミッショナ」という。）の地域づくり委員会に関することを定める。

(所管事項)

第2条 この委員会は、以下の事項を所管する。

- (1) スポーツを核とした地域コミュニティの活性化と地域経済の好循環創出に関するこ
- (2) 地域内外の多様なステークホルダーとの連携強化に関するこ。特に、地域づくり会議からの情報やアイデアを基に、具体的な地域活性化事業を立案・実施し、関係機関との調整を行う。
- (3) スポーツイベントの誘致・開催、合宿・交流事業、スポーツツーリズムの推進に関するこ。
- (4) 中学部活動の地域移行支援、および地域資源を最大限に活用した新たなスポーツ文化・価値の創造に関するこ。これに関連し、具体的な地域移行計画の策定支援や、地域住民が主体的に関わるスポーツ活動のモデル事業を企画・推進する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、6名から7名で構成される。

2 委員は、スポーツ団体会議、ジュニア育成会議、地域づくり会議から選出される。

(役員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 前項第1号及び第2号の役員は委員会の互選により選出される。

(役員の職務)

第5条 委員長は委員会を代表し会務を掌理する。また、理事会に派遣され。理事としてその職務を担う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行なう。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに事務局にて保存する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決により変更できる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。